

特許庁委託事業

新興国（タイ、ベトナム、インドネシア）  
における知財リスク調査

2016 年 5 月

日本貿易振興機構

バンコク事務所

知的財産部

協力

**Mori Hamada Matsumoto (Thailand) Co., Ltd.**

### 第3章 ベトナム



#### 1. 技術ライセンス契約について

##### (1) 技術ライセンス契約に関連する法令、判決・事例

ベトナムにおいて技術ライセンス契約に係る法規制は主として、「ベトナム知的財産法<sup>9</sup>」(the Law on Intellectual Property) (2005年11月29日裁可の法律第50/2005/QH11号を改正した2009年6月19日裁可の法律36/2009/QH12号)である。ベトナムにおいては、諸外国での特許法、商標法、著作権法等に対応する知的財産権関連法として、まとめて「ベトナム知的財産法」が制定されている。同法では、保護の対象となる工業所有権(以下「工業所有権」という。)は、発明(諸外国での特許及び実用新案あるいは小発明を含む概念)、工業意匠、半導体集積回路の回路配置、営業秘密、商標、商号及び地理的表示を対象とする旨が定められており(同法第3条第2項)<sup>10</sup>、本レポートの対象である技術ライセンスの主な目的である特許、意匠及び技術ノウハウ(営業秘密)についても同法が定めている。

また、技術移転一般について「ベトナム技術移転法<sup>11</sup>」(Law on Technology Transfer) (2006年11月29日裁可の法律第80/2006/QH11)の適用を受ける<sup>12</sup>。ここにいう技術移転には、技術のライセンスが含まれており(同法第3条第8号)、技術ライセンスには同法が適用される。なお、特別法においてベトナム技術移転法と矛盾する規定が存在する場合には、当該特別法の規定が優先するものとされており(同法第4条第1項)、ベトナム知的財産法にベトナム技術移転法と矛盾する規定が含まれる場合には、ベトナム知的財産法が優先して適用されることになる。

ベトナム技術移転法は、中国の技術輸出入管理条例に類似した法規制であり、新興国であるベトナムにおいて技術移転を受ける場合のライセンシーの保護を図るものである。

<sup>9</sup> 特許庁による日本語訳 ([https://www.jpo.go.jp/shiryous/s\\_sonota/fips/pdf/vietnam/tizaihou.pdf](https://www.jpo.go.jp/shiryous/s_sonota/fips/pdf/vietnam/tizaihou.pdf))。

WIPOの英語訳 (<http://www.wipo.int/edocs/lexdocs/laws/en/vn/vn063en.pdf> (2005年制定)、

<http://www.wipo.int/edocs/lexdocs/laws/en/vn/vn047en.pdf> (2009年改正))。

<sup>10</sup> 「工業所有権」とは、「組織又は個人により創出され又は所有される発明、工業意匠、半導体集積回路の回路配置、商標、商号、地理的表示、営業秘密に対するそれらの者の権利並びに不正競争の防止についての権利である。」と定義される(ベトナム知的財産法第4条第4号)

<sup>11</sup> WIPOの英語訳 (<http://www.wipo.int/edocs/lexdocs/laws/en/vn/vn050en.pdf>)。

<sup>12</sup> ベトナム国内間での技術移転、ベトナム国内からベトナム国外への技術移転及びベトナム国外からベトナム国内への技術移転を対象としている(同法第1条)

したがって、特許等を対象とする技術ライセンス契約は、上記二つの法律が重疊的に適用される。

なお、現地の法律事務所から、ベトナムについては、裁判例や行政上の事件例は非常に入手しにくく、特に知的財産に関する事例を入手することは困難であり、本報告書に関わる事例についても把握していないとの回答を得たため、本報告書には裁判例や行政上の事件例を記載していない。

## (2) 技術ライセンス契約に記載すべき内容

### ア. ベトナム知的財産権法に基づく規制

#### (ア) ライセンス契約に規定しなければならない条項

工業所有権に関するライセンス契約には、以下の事項に関する実質的な規定を定めなければならないものとされる（ベトナム知的財産法第 144 条第 1 項各号）。

- (i) 実施許諾者及び実施権者の完全名称及び住所（同項 a 号）
- (ii) ライセンスの根拠（同項 b 号）  
ここでライセンスの根拠とは、ライセンスを受けた技術が工業所有権であり、国家所管当局<sup>13</sup>から知的財産規制上の保護を受けることができることを意味する書証（保護書証等）のコピーを添付することである。
- (iii) 契約の種類（独占的又は非独占的）（同項 c 号）
- (iv) ライセンスの範囲（実施の制限、領域的制限）（同項 d 号）
- (v) ライセンスの期間（同項 e 号）
- (vi) ライセンスの価格（同項 f 号）
- (vii) 実施許諾者及び実施権者の権利義務（同項 g 号）

#### (イ) ライセンス契約に規定してはならない条項

工業所有権の行使に係るライセンス契約には、不当にライセンシーの権利を制限する次のような規定、特にライセンサーの権利から派生しない規定を有してはならないと定められている（同法第 144 条第 2 項各号）。

そして、契約において定められた以下に違反する条件は、職権により無効となるものと規定されており（同法第 144 条第 3 項）、違反する条件を含むライセンス契約は、登録を拒絶されることになる（工業所有権に関するベトナム知的財産法の一部条項の施行ガイドラインの施行ガイドライン(2007年2月14日施行 Circular

---

<sup>13</sup> ベトナム国家知的財産庁

No. 01/2007/TT-BKHCHN 及びその修正を含む。以下「Circular01」という。) 第 48 条 3 項 i 号)。

- (i) 標章以外の工業所有権を改良することを実施権者に対して禁止すること、また、当該改良に関して、無償ライセンスを付与し又は工業所有権の登録若しくは工業所有権を実施許諾者に対して譲渡することを、実施許諾者に対して強制すること (同項 a 号)
- (ii) 工業所有権の行使に係るライセンス契約に基づいて生産された商品又は提供されたサービスを、当該実施許諾者が関係工業所有権を保有せず、また当該商品を輸入する排他的権利も有していない領域へ実施権者が輸出することに直接的又は間接的に制限を課すこと (同項 b 号)
- (iii) ライセンスに基づいて生産された商品又は提供されたサービスの品質の保証を目的とはせず、実施許諾者から又は実施許諾者により指定された者から素材、部品又は設備の全部又は一定割合を買うことを実施権者に対して強制すること (同項 c 号)
- (iv) 工業所有権又はライセンスに対する権利の効力を争うことを実施権者に対して禁止すること (同項 d 号)

#### イ. ベトナム技術移転法に基づく規制

技術移転契約には、以下の内容を含まなければならない<sup>14</sup> (ベトナム技術移転法第 15 条各項)。現地の法律事務所の回答によれば、この規定に違反すると、契約の登録が無効とされるということである。

- (i) 契約の名称 (同条第 1 項)  
移転される技術の名称を明確に示したものでなければならない。
- (ii) 移転の対象とされる技術及びその技術を用いて作られた製品 (同条第 2 項)
- (iii) 技術を所有する権利又は実施する権利が移転されること (同条第 3 項)
- (iv) その技術移転の方法 (同条第 4 項)
- (v) 当事者間の権利及び義務 (同条第 5 項)
- (vi) 支払価格及び支払方法 (同条第 6 項)
- (vii) 契約の効力発生日及び契約の有効期間 (同条第 7 項)
- (viii) 契約において参照されている用語及び概念の定義 (同条第 8 項)
- (ix) 技術移転の計画及びスケジュール並びに技術移転が有効となる場所 (同条第 9 項)
- (x) 移転された技術を保証する責任 (同条第 10 項)

<sup>14</sup> ベトナム技術移転法第 15 条の英文は、「Parties to a technology transfer contract may reach agreement on the following」となっているが、現地の法律事務所の回答によれば、各条項は必須であるとのことである。

- (xi) 契約に違反した場合の罰金（同条第 11 項）  
契約に違反した場合の罰金とは、契約違反金の支払を意味する（ベトナム民法第 422 条。ただし、ベトナム商法第 301 条により、その上限額は、違反した契約上の義務の 8%に制限される。）
- (xii) 契約に違反した場合の責任（同条第 12 項）  
契約に違反した場合の責任とは、契約違反に対する救済（損害賠償や契約上の義務の実施等）を意味する。
- (xiii) 紛争解決にあたって適用される法律（同条第 13 項）
- (xiv) 紛争処理機関（同条第 14 項）
- (xv) ベトナム法に矛盾しないその他の合意内容（同条第 15 項）

また技術移転契約には、技術を実施する権利を移転する範囲につき、以下の事項を規定しなければならない（ベトナム技術移転法第 17 条第 2 項各号）。

- (i) その技術の実施が独占的なものか、又は非独占的なものか（同条 a 号）
- (ii) その技術を実施する権利を第三者に再移転することが許可されるか、又はされないか（同条 b 号）
- (iii) その技術を実施する分野（同条 d 号）
- (iv) その技術を革新する権利、及び技術革新に関する情報を受け取る権利（同条 d 号）
- (v) 移転された技術によって作られた製品の頒布又は販売が、独占的なものか、又は非独占的なものか（同条 e 号）
- (vi) 移転された技術によって作られた製品が販売される地域（同条 f 号）
- (vii) 移転された技術に関するその他の権利（同条 g 号）

なお、技術移転契約に知的財産権のライセンスが含まれる場合、ライセンスの範囲及び種類、並びにライセンスの対価など主要なものを、他の部分と分けて記載する必要がある。

### (3) ライセンサーによるライセンス技術の実施可能性の保証の要否

技術移転契約では、移転された技術を保証する責任を定めなければならない（ベトナム技術移転法第 15 条第 1 項第 10 号。上記(2)イ. (x)）。

ただし、技術移転法には、単に「移転された技術を保証する責任」との規定されており、具体的にいかなる保証義務を負うのか一義的に明らかでない。そして、この点につき明確に規定した規則等や裁判例も存在しておらず、現状において、当該保証義

務の内容は明らかではない。本規定は、強行規定と解される可能性が高く、技術ライセンス契約において、当該保証義務を負わない旨規定した場合、後に無効とされる可能性がある。

一方、当該保証義務について何も規定しないと、ベトナム技術移転法第 15 条 1 項第 10 号の規定に違反することになり、当該保証義務を負うと解されることになると思われる。

したがって、保証義務を負う旨規定しつつ、どのような保証義務を負うのか可能な限り明確化することが、結果として最もライセンサーの義務を限定することになるものと考えられる。具体的には、当該保証義務を負うことを前提に、①当該技術の目的を達成するための条件（原材料、温度等の環境、電圧、水質等）を記載しておき、当該条件を満たしていない場合には保証義務を負わない旨の条項（劣悪な条件で実施された場合にも保証義務を負うことを防止する趣旨）、②どのような場合に当該技術の目的が達成されたといえるか基準を定める条項（目的が達成されたか否かについて争いを生じることを防止する趣旨）、③ライセンサーと同一の条件で実施した場合には、ライセンサーによる実施と同等の効果が得られることを保証する条項（②と同様の趣旨であるが、契約時点において具体的な条件を定めることが難しい場合にも保証の範囲を限定する趣旨）、④損害賠償額の上限について規定する条項を設けることが考えられる。

#### (4) ライセンサーによる特許保証の要否

技術移転を行う者は、当事者間で特段の合意をしない限り、その技術を移転する権利が合法的であり、第三者の権利によって制限されていないことを保証する義務を負うものと規定されている（ベトナム技術移転法第 20 条第 2 項 a 号）。

したがって、技術ライセンス契約において、当事者間で、対象技術が第三者の知的財産権を侵害しないことについて保証をしないことを特約として定めれば、ライセンサーはかかる保証の義務を負わないものとすることができる。

なお、対象技術が知的財産権として適法に登録されていることについても、同様に特約で排除できるが、ライセンサーが当該技術の所有権者であることについては、特約によっても排除できないと解されている。

一方、上記のような特約を定めない場合には、上記の保証義務を負うことになるため注意が必要である。

## (5) ライセンシーによるライセンス技術の改良について

### ア. 改良技術をライセンサーに帰属するよう定めることの可否

技術ライセンス契約においては、ライセンシーによって行われた工業所有権の改良技術について、ライセンサーに無償で譲渡することをライセンシーに強制する条項を定めてはならない旨規定されている(ベトナム知的財産法第144条第2項a号)。

したがって、改良技術を無償でライセンサーに保有させる旨の条項は無効になり(同条第3項)、当該ライセンス契約の登録拒絶事由になる(Circular01第48条第3項i号)。ただし、有償にて当該改良技術をライセンサーに譲渡することまでは禁止されておらず、ライセンシーに当該改良技術の価値に見合った対価を払えば、改良技術をライセンサーに保有させることは可能である。

### イ. 改良技術をライセンサーと共有するよう定めることの可否

上記アで述べたとおり、ライセンシーによって行われた工業所有権の改良技術について、ライセンサーに無償で移転することをライセンシーに強制することは、明文で禁止されている(ベトナム知的財産法第144条第2項a号)。

そして、改良技術の共有とは、改良技術の共有持分の一部移転と解されるどころ、本条文中で禁止されている改良技術の移転とは、全部の移転であるか共有持分の一部であるかを問わないものとされているから、改良技術をライセンサーと共有させる旨を定めることは、禁止されることになる。

したがって、無償で改良技術を共有するよう定めた条項は無効になり(同条第3項)、当該ライセンス契約の登録拒絶事由になる(Circular01第48条第3項i号)。

ただし、有償にて当該改良技術の共有持分をライセンサーに譲渡することまでは禁止されておらず、ライセンシーに当該改良発明の価値に見合った対価を払えば、改良技術をライセンサーとライセンシーとの共有とすることは可能である。

### ウ. 改良技術をライセンサーに実施許諾する／又はライセンシーによる第三者への実施許諾を制限するよう定めることの可否

まず、ライセンシーによって行われた工業所有権の改良技術について、ライセンサーに無償でライセンスを付与することをライセンシーに強制することは、明文で禁止されている(ベトナム知的財産法第144条第2項a号)。

したがって、ライセンシーに、ライセンサーに対して当該改良技術の実施権を無償で許諾する条項は無効になり(同条第3項)、当該ライセンス契約の登録拒絶事由

になる（Circular01 第 48 条第 3 項 i 号）。

ただし、有償にて当該改良技術の実施件をライセンサーに対して許諾することまでは禁止されておらず、ライセンサーに当該改良技術のライセンスの価値に見合った対価を払えば、改良技術をライセンサーとライセンサーとの共有とすることは可能である。

次に、ライセンサーが、第三者に改良技術をライセンスすることの制限については、ベトナム知的財産法第 144 条第 2 項は、工業所有権のライセンス契約に定めることが禁止される条項を列挙しているが、そこには明文の規定がない。

一方、ベトナム技術移転法第 8 条第 1 項は、技術の所有者は、その所有権又は実施権を移転する権利を有することを規定しているため、改良技術の所有者であるライセンサーは、改良技術をライセンスする権利を有することになる。そして、技術移転行為を妨げることは禁止されている（同法第 13 条第 8 項）から、ライセンサーが第三者へ改良技術をライセンスすることを禁止することはできない。

したがって、技術ライセンス契約において、ライセンサーが、当該改良技術を第三者にライセンスすることを制限することはできない。

#### (6) ライセンス契約により、ライセンサーによる技術改良を禁止し、又は改良技術の実施を制限することの可否

まず、技術ライセンス契約においては、工業所有権（標章<sup>15</sup>を除く）の改良をライセンサーに禁止する内容を定めてはならないものとされている（ベトナム知的財産法第 144 条第 2 項 a 号）。

したがって、このような条項は無効になり（同条第 3 項）、当該ライセンス契約の登録拒絶事由になる（Circular01 第 48 条第 3 項 i 号）。

次に、ベトナム知的財産法及びベトナム技術移転法には、ライセンサーが改良技術を自己実施することを技術ライセンス契約で禁止することを明文で禁止する規定は存在しない。

ただし、前述のとおり、ライセンサーがライセンスされた工業所有権を改良することを禁止することができず（ベトナム知的財産法第 144 条第 2 項 a 号）、また当該改良技術はライセンサーに帰属することになるところ、当該改良技術が工業所有権として登録された場合、適法に登録された工業所有権の所有者であるライセンサーは、これを実施する権利を専有することになるから（同法第 123 条第 1 項 a 号）、ライセンサーは、技術ライセンス契約において、ライセンサーが当該改良技術を使用することを制限することができないことになる。

---

<sup>15</sup> 原文の直訳であり、「商標」の誤記ではない。なお、標章も工業所有権の対象に含まれることは、既に述べた前述のとおりである。



なお、当該改良技術と技術ライセンス契約でライセンスされた技術とが利用関係にある場合であって、技術ライセンス契約で定められたライセンスの範囲を超えるライセンシーによる改良技術の実施については、ライセンサーは、その保有する工業所有権の権利者として当該実施行為を禁止できる（ただし、この場合であっても、強制ライセンスの対象になることは、下記 2.(5)のとおり。）。

**(7) ライセンス契約期間満了後におけるライセンシーによるライセンス技術継続使用について、制限することの可否**

技術ライセンス契約は、工業所有権の保護期間に拘わらず、契約の期間を定めることができる（上記(2)イ. (vii)）。したがって、ライセンス契約では、ライセンス契約が失効した場合、ライセンシーがライセンスを受けた技術を継続して実施することを禁止することができる。

ただし、工業所有権のライセンス契約には、不当にライセンシーの権利を制限する規定、特にライセンサーの権利から派生しない規定を有してはならないと定められている（ベトナム知的財産法第 144 条第 2 項柱書）ことから、保護期間の満了した工業所有権の実施について制限できないことは当然である。

**(8) ライセンス契約により、ライセンシーが、ライセンス技術と類似した技術又は競合する技術を他の供給先から取得することを制限することの可否**

ベトナム知的財産法及びベトナム技術移転法ともに、ライセンサー以外の第三者から、ライセンシーが技術を導入することを明文で禁止する規定はない。

ただし、前述のとおり、工業所有権のライセンス契約には、不当にライセンシーの権利を制限する規定、特にライセンサーの権利から派生しない規定を有してはならないと定められている（ベトナム知的財産法第 144 条第 2 項柱書）。

本来、ライセンサーは、いかなる者からも自由に技術ライセンスを受けることができるはずであり、仮に技術ライセンス契約において、ライセンス対象技術と類似し、またはこれと競合する第三者の技術をライセンサーが第三者から入手することを禁止した場合、上記規定に違反するものと判断されるおそれがある。

したがって、技術ライセンス契約において上記のような制限を設けた場合には、当該規定は、無効と解釈されるおそれがある。

なお、この点について判断した、行政機関の公定解釈や裁判所の裁判例は、見いだせなかった。

## (9) 紛争解決条項における注意点

技術移転行為に関する紛争は、次の方式で解決すべきことが定められており（ベトナム技術移転法第 55 条各項）、前述のとおり（上記(2)イ. (xiv)）、紛争解決の方式については、当事者間の契約書に盛り込まなければならない条項である。

- (i) 当事者間での交渉を通じての解決（同条第 1 項）
- (ii) 当事者間での合意に従った仲裁人又は仲裁組織によって行われる調停を通じての解決（同条第 2 項）
- (iii) 国内又は海外の仲裁機関又は裁判所による解決（同条第 3 項）

一方の当事者が外国の組織又は個人で、技術移転行為に起因する紛争については、両当事者は、紛争処理機関及び準拠法として、ベトナム法の基本原則に反しない限り、外国法や国際商慣習を選択することができる（同法第 56 条第 2 項、同法第 4 条第 3 項）。もともと、一般的には、外国法を選択した場合、ベトナム法の基本原則に反するリスクが伴うため、ベトナム法を選択することが推奨される。

なお、ベトナムは、ニューヨーク条約の加盟国であり、外国においてなされた仲裁判断を執行することができる。したがって、紛争解決方法として、東京、シンガポール、香港等での海外での仲裁による旨を定めることも可能である。

## (10) ライセンス技術についての秘密保持契約における留意点

ベトナム技術移転法第 13 条第 8 項は、一般的に、機密技術の開示をしてはならない旨定めている。

また、当事者は、相手方当事者の要求がある場合には、ライセンス契約の交渉及び実行の過程で取得される機密情報について、保持しなければならない旨定めている（同法第 20 条第 2 項 c 号及び同法第 21 条第 2 項 b 号）。

以上のとおり、技術ライセンス契約において秘密保持義務を定めることを制限する法規制は見当たらず、技術ライセンス契約においては、当事者が合理的と考える条件を規定すればよい。

## (11) 技術ライセンス契約のフォーマット

技術を移転する契約については、ベトナム語の契約書を作成しなければならない（ベトナム技術移転法第 14 条第 2 号）。

## 関連法令一覧

### 1. タイ（第2章）

タイ特許法（the Patents Act B.E. 2522 (amended by the Patents Act (No. 2) B.E. 2535 and the Patents Act (No. 3) B.E. 2542)）

(<https://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/thailand/tokkyo.pdf>)

([http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file\\_id=129773](http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file_id=129773))

タイ特許法に基づく省令第25号（the Ministerial Regulations No. 25 (B.E. 2542) issued under the Patents Act B.E. 2522）

([https://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/thailand/tokkyo\\_kisoku.pdf](https://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/thailand/tokkyo_kisoku.pdf))

([http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file\\_id=185197](http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file_id=185197))

タイ特許法に基づく省令第24号（the Ministerial Regulations No. 24 (B.E. 2542) issued under the Patents Act B.E. 2522）

([https://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/thailand/tokkyo\\_kisoku.pdf](https://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/thailand/tokkyo_kisoku.pdf))

([http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file\\_id=185216](http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file_id=185216))

タイ営業秘密法（the Trade Secrets Act B.E. 2545 (amended by the Trade Secrets Act (No. 2) B.E. 2558)）

([http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file\\_id=129785](http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file_id=129785))

タイ刑法（the Penal Code of Thailand）

タイ著作権法（Copyright Act B.E. 2537）

([http://www.cric.or.jp/db/world/thai/thai\\_h1.html#1-0](http://www.cric.or.jp/db/world/thai/thai_h1.html#1-0))

([http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file\\_id=129763](http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file_id=129763))

タイ労働者保護法（第2号）（The Labour Protection Act (NO. 2) B.E. 2551）

タイ不公正契約法（The Unfair Contract Terms Act B.E. 2540）

### 2. ベトナム（第3章）

ベトナム知的財産法（the Law on Science and Technology, 2005年11月29日裁可の法律第50/2005/QH11号を改正した2009年6月19日裁可の法律36/2009/QH12）

(<https://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/vietnam/tizaihou.pdf>)

(<http://www.wipo.int/edocs/lexdocs/laws/en/vn/vn047en.pdf>)（2009年改正）

(<http://www.wipo.int/edocs/lexdocs/laws/en/vn/vn063en.pdf>)（2005年制定法）

ベトナム技術移転法（Law on Technology Transfer, 2006年11月29日裁可の法律第80/2006/QH11）

(<http://www.wipo.int/edocs/lexdocs/laws/en/vn/vn050en.pdf>)

ベトナム科学技術法（the Law on Science and Technology, 2013年6月18日裁可の法律第29/2013/QH13）

([http://www.most.gov.vn/Desktop.aspx/S\\_T\\_Legislations/ST-Legislation/The\\_translation\\_is\\_for\\_reference/](http://www.most.gov.vn/Desktop.aspx/S_T_Legislations/ST-Legislation/The_translation_is_for_reference/))

ベトナム労働法 (the Labour Code, 2012 年 6 月 18 日裁可の法律第 10/2012/QH13)

([https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/world/asia/vn/business/pdf/VN\\_20120618\\_rev.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/vn/business/pdf/VN_20120618_rev.pdf))

(<https://www.ilo.org/dyn/natlex/docs/MONOGRAPH/91650/114939/F224084256/VNM91650.pdf>)

工業所有権に関するベトナム知的財産法の一部条項の施行ガイドライン (2006 年 9 月 22 日施行及び 2010 年 12 月 31 日改正 Decree103/2006/ND-CP)

(<http://www.wipo.int/edocs/lexdocs/laws/en/vn/vn008en.pdf>)

研究開発契約のために定式化されたサンプル研究開発契約 (2014 年 4 月 10 日施行 Circular No. 05/2014/TT-BKHHCN)

工業所有権に関する行政上の罰則 (2013 年 8 月 29 日施行 Decree99/2013/ND-CP)

競争分野の違反の取扱いに関する競争法の施行 (2014 年 7 月 21 日施行 Decree 71/2014/ND-CP)

([http://www.itpc.gov.vn/investors/how\\_to\\_invest/law/Decree\\_No.71\\_2014/view](http://www.itpc.gov.vn/investors/how_to_invest/law/Decree_No.71_2014/view))

### 3. インドネシア (第 4 章)

インドネシア特許法 (Law No. 14 of August 1, 2001, regarding Patents)

(<http://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/indonesia/tokkyo.pdf>)

([http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file\\_id=174132](http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file_id=174132))

インドネシア商標法 (Law No. 15 of August 1, 2001, regarding Marks)

(<https://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/indonesia/shouhyou.pdf>)

([http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file\\_id=176869](http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file_id=176869))

インドネシア営業秘密法 (Law No. 30 of December 20, 2000, regarding Trade Secret)

([http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file\\_id=182062](http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file_id=182062))

教育文化省所管 高等教育を伴う協力に関する 2014 年規則 (Regulation of Ministry of Education and Culture No. 14 of 2014 concerning Cooperation with Higher Education in)

インドネシア著作権法 (Law No. 28 of 2014 concerning Copyright Law)

電子取引及び情報に関する法律 (Law No. 11 of 2008, regarding electronic information and transactions)

インドネシア工業意匠法 (Law No. 31 of December 20, 2000, regarding Industrial Designs)

(<https://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/indonesia/ishou.pdf>)

(<http://www.wipo.int/edocs/lexdocs/laws/en/id/id043en.pdf>)

特許庁委託事業

新興国（タイ、ベトナム、インドネシア）における知財リスク調査

発行

日本貿易振興機構バンコク事務所知的財産部

協力

Mori Hamada Matsumoto (Thailand) Co., Ltd.

2016 年 5 月発行 禁無断転載

本冊子は、2015 年度に日本貿易振興機構バンコク事務所知的財産部が調査委託を行った Mori Hamada Matsumoto (Thailand) Co., Ltd. が実施した調査報告に基づくものであり、その後の法改正等によって記載内容の情報は変わる場合があります。また、記載された内容には正確を期しているものの、完全に正確なものであると保証するものではありません。